

第2節 小田切達弁護士（小田切さとの法律事務所）

北沢 恵理奈

はじめに

近年、弁護士過疎や裁判員制度は国民にも認知されつつあり、マスメディアでも取り上げられるようになってきました。そうすると、やはり実務法律家が弁護士過疎や裁判員制度についてどのように考えているか興味がわいてくると思います。

2008年12月11日の裁判法Ⅱの講義にて、青森県弁護士会会長の小田切達弁護士のご講演がありました。弁護士過疎や裁判員制度などについての貴重なお話を伺うことができましたので、以下に概要をまとめます。

1. 小田切弁護士のプロフィールについて

小田切弁護士は弘前の出身で北海道大学法学部を卒業され、平成3年に司法修習を終了し二葉事務所で勤務されたあと、平成12年に独立されました。弁護士になられて18年目です。

2. 弁護士業務について

青森県では多重債務の案件が多く、ひまわり基金法律事務所では7~8割が多重債務の案件です。また青森県は所得が低いので借金を払うことができない人が多く、そのため自己破産も多いそうです。離婚の案件も多く、常に4~5件は依頼があるそうです。

青森県で特徴的な案件はりんご泥棒です。国選でりんご泥棒の弁護をしたときは全額弁償させたそうです。

しじみの密猟も青森県だけの特徴的な事件です。検察がしじみ密猟者を業務妨害罪で起訴したことは全国初だったそうです。その事件では被告人が保釈を望んだので業務妨害を認めました。

青森県内の弁護士数は増えてきましたがまだ仕事は忙しいそうです。中堅弁護士やベテラン弁護士は弁護士会の業務などもあるためです。小田切弁護士が働いている時間帯は朝9時30分から夜9時までで、昼は相談を受けるか裁判所へ行き、夜は一人で仕事をされるそうです。

年収については、弁護士らしい生活をするには所得が1000万円くらいで足りるということ、ある弁護士の方に言われたそうです。実際は弁護士個人によります。

3. 弁護士数、弁護士過疎について

青森県は弁護士過疎率が1位です。弁護士過疎には距離の障害・時間の障害というアク

セス障害が絡んできます。弁護士過疎解消のためには法律相談の場を各地に増やすことが有効だそうです。名古屋宣言（1996年5月に名古屋で開催された日弁連定期総会での「弁護士過疎地域における法律相談の確立に関する宣言」）で弁護士ゼロワン地域に弁護士を派遣することを決めました。初めは事務所のような場所を作ろうとしましたが、長い間継続的に場所を借りると経費がかかりすぎるので、週1回場所をかりて法律相談の場を作ることになりました。これは青森方式と呼ばれ全国でも知られるようになっていきます。

日弁連50周年のとき、何か記念事業をしようということでひまわり基金法律事務所を作ることが提案されました。都会の弁護士会に所属している弁護士には不満に思う人もいましたが、島根県に最初のひまわり基金法律事務所が作られました。その島根県の事務所では需要がとてもあったため、過疎地に事務所が必要だということを実感し、青森県でもひまわり基金法律事務所を維持していきたいということです。しかし、過疎地の事務所では裁判所へ行くのに距離があり弁護士への負担が大きいため、後任の弁護士が来てくれるかが課題です。

4. 裁判員制度について

小田切弁護士は個人的には裁判員制度について延期の立場をとっています。地裁の本庁でしか裁判員裁判を行わない、人手不足、設備の予算不足など、官の準備不足が理由です。せつかく市民に参加してもらうのだから市民が参加しやすいようにするべきだとおっしゃっていました。また、裁判員に負担をかけないようにという前提で制度を作っている面が強いこと（公判を3日間で終わらせる、公判前整理手続で書類を簡素化して裁判員に読み聞かせるなど）に不安があるそうです。

また、裁判員制度は、証拠の数をしぼり争点を重点的に調べるという核心司法の立場をとっていて、それがラフジャスティスになり、被告人にとっては丁寧な裁判を受けることができなくなるのではないかという点も指摘されていました。よって、被告人に裁判員裁判を受けるかどうかを決める選択権が必要ではないかということです。

そのほかにも、社会の風潮がダイレクトに裁判に入ってくるので、たとえば成田幸満ちゃん殺害事件の勝木諒容疑者など、知的障害者は社会から排除するべきという方向になれば、通常の判決よりも必要以上に重い判決になるのではないかという点も指摘されていました。

小田切弁護士自身は、裁判員裁判事件の弁護を引き受けるかどうか、まだ迷っているということでした。

5. その他

理想と考える司法制度については、医療制度のように町医者にも大きな病院にも行けて、保険制で市民に負担が少ない制度を挙げられていました。

法科大学院については、長いスパンで法曹を養成していて、積極的に評価しているそうです。しかし、法科大学院を法務省でなく文部科学省の管轄にしたことで、法科大学院の数を増やしすぎたのではないかということもおっしゃっていました。

公判への被害者参加制度については、検察側が2人、弁護側が1人の感覚になるので、裁判でやりこめられないか不安に思うということです。

おわりに

小田切弁護士は青森県弁護士会の会長をお務めということもあり、詳しくお話していただけないかと思っておりましたが、とても話しやすい方で、参考になることをたくさんお話いただきました。特に裁判員制度については、反対というわけではありませんでしたが、問題点について弁護士の立場から貴重な意見を聞くことができました。

また、小田切弁護士が担当された案件についてもたくさんお話いただき、私たちもそうですが、裁判法の講義を聞いている学生も、弁護士業務についてますます興味を持ったことと思います。

最後に、お忙しいなかご講演にお越しいただきまして、ありがとうございました。